福祉総務課

平成31年(行コ)第30号 裁決取消及び原処分取消請求控訴事件の判決について

1 概要

中区福祉事務所は、平成27年4月改正の厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」に基づき、平成27年10月30日、A氏に対し被保護者の現金、動産、不動産等の資産の報告を求めるため、「資産に関する申告のお願い」と「資産申告書」を送付した。A氏は、これを違法な処分と主張し、書類送付取消を求め、審査庁である静岡県知事への審査請求及び厚生労働大臣への再審査請求を行ったが却下された。

A氏は、再審査請求の却下及び資産申告に関する書類の送付を不服とし、平成29年9月29日、 国及び浜松市を被告として静岡地方裁判所に訴状を提出した。平成31年1月10日、静岡地方裁 判所はA氏の訴えを却下及び棄却した。(以下「原判決」という。)

平成31年1月24日、A氏は静岡地方裁判所の原判決を不服とし、「平成31年(行コ)第30号 裁決取消及び原処分取消請求控訴事件」として東京高等裁判所に控訴した。令和元年8月7日、東京高等裁判所はA氏の控訴を棄却したものである。

- (1) 控訴 人 静岡県浜松市中区 A氏
- (2) 被控訴人 国及び浜松市
- (3) 控 訴 日 平成31年 1月24日
- (4) 事 件 名 裁決取消及び原処分取消請求控訴事件

2 判決

主文は以下のとおり。

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

3 今後の対応

今回の判決後、最高裁判所への上告及び上告受理申立て手続きが行われなかったため、本事件は終了した。

なお、本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の第6条の2に基づき、控訴が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告済であることから、今回の判決結果についても報告した。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(抜粋)

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。